

認定調査項目の基本的な考え方

- 出典・認定調査員テキスト2009改訂版
- ・令和元年度厚生労働省認定調査員能力向上研修会資料他

福島県高齢福祉課

要介護認定とは

「介護の手間」を客観的に全国共通の
「ものさし」ではかることにより、介護
の必要な程度を確認するもの

＊要介護認定等基準時間(介護の手間)

一次判定

要介護認定基準時間を推計

二次判定

一次判定、特記事項、主治医意見書

「介護の手間」を最終的に判断

要介護認定に関わる人々の役割

- ・ 認定調査員と主治医
「情報提供者」としての役割
- ・ 介護認定審査会（介護認定審査会委員）
要介護度を判定する役割
- ・ 介護認定審査会事務局（市町村等）
コーディネーターの役割

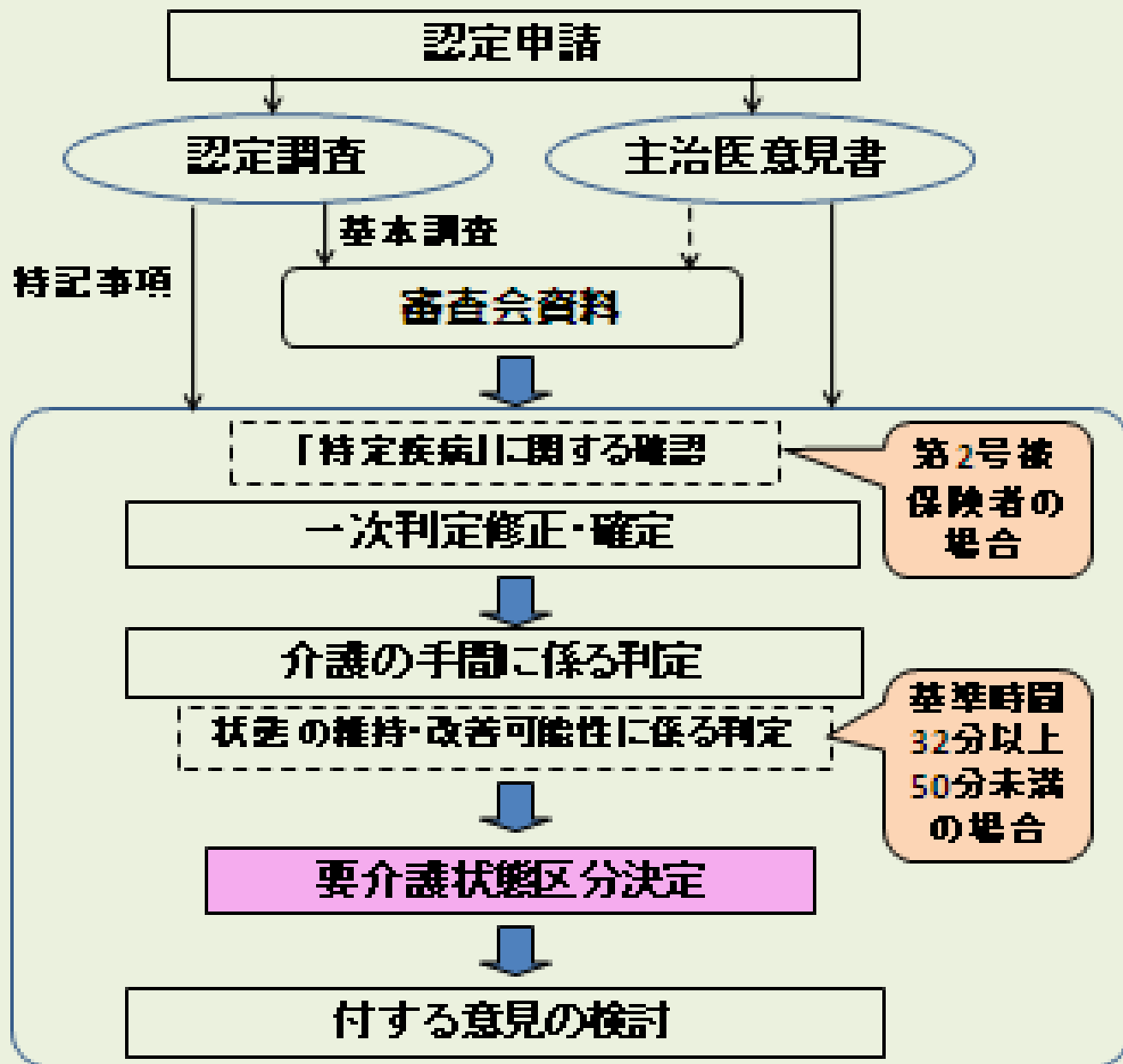
（認定調査員テキストp4～：以下テキストとする）

審査判定の手順

判定段階

一次判定

二次判定



担当

主治医
調査員

事務局

認定審査会

第2号被
保険者の
場合

基準時間
32分以上
50分未満
の場合

要介護認定基準時間

区分	要介護認定等基準時間
非該当	25分未満
要支援1	25分以上32分未満
要支援2・要介護1	32分以上50分未満
要介護2	50分以上70分未満
要介護3	70分以上90分未満
要介護4	90分以上110分未満
要介護5	110分以上

要介護認定の結果による 自己負担額への影響

(例) 通所介護費 通常規模 所要時間7時間以上8時間未満の場合

区分	単位(1単位10.0~10.9円)
要介護1	658単位
要介護2	777単位
要介護3	900単位
要介護4	1,023単位
要介護5	1,148単位

引用: 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(令和6年厚生労働省告示第86号)

調査の実施及び留意点

- 要介護認定は、申請日から効力を生じる。

要介護認定は申請から30日以内に行われる必要がある。

- 認定調査は原則1回

適切に調査が行えないと判断した場合は、後日再調整する。

- 介護者が不在の日は避ける。

- 携行物品

認定調査員証等の身分を証明する物

視力確認表

調査の実施及び留意点

- ・ 調査目的の説明を必ず行う。
- ・ 本人、介護者双方から聞き取りを行うよう努める。
- ・ 質問方法や順番等を工夫する。
- ・ 調査対象者本人に実際に行ってもらい実態を把握する。
- ・ 日常の状況と異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況について「特記事項」に記載する。

調査票の構成

「概況調査」

調査対象者の家族状況、居住環境等

「基本調査」

5群＋その他 74項目

「特記事項」

心身・介護の「状態」を具体的に把握

介護の「手間・頻度」を具体的に把握

認定期間の考慮に資する情報 “いつから”

(テキストp158～164)

認定調査「特記事項」の記載方法と留意点

- 「選択根拠」

基本調査の確認

必要に応じて1次判定の修正を行う。

- 「手間」

発生している手間の内容を記載

「介助の方法」「BPSD」で重要となる。

- 「頻度」

介護の手間がどの程度発生しているのか。

3つの評価軸への分類

「能力」

立ち上がり

歩行

寝返り

起き上がり

名前を言う

「介助の方法」

排尿

排便

つめ切り

整髪

食事摂取

「有無」

麻痺・拘縮

外出頻度

徘徊

作話

介護に抵抗

1 「能力」で評価する調査項目

【該当項目】

第1群	1-3 寝返り 1-4 起き上がり 1-5 座位保持 1-6 両足での立位保持 1-7 歩行 1-8 立ち上がり 1-9 片足での立位 1-12 視力 1-13 聴力
第2群	2-3 えん下
第3群	3-1 意思の伝達 3-2 毎日の日課を理解 3-3 生年月日をいう 3-4 短期記憶 3-5 自分の名前をいう 3-6 今の季節を理解 3-7 場所の理解
第5群	5-3 日常の意志決定

1 「能力」の項目の考え方

- 「できる」か「できない」を確認動作を可能な限り実際に試行して評価する。
- 認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状態とが異なる場合は、一定期間の状況において「より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載する」。

2 「介助の方法」で評価する調査項目

【該当項目】

第1群	1-10 洗身 1-11 つめ切り
第2群	2-1 移乗 2-2 移動 2-4 食事摂取 2-5 排尿 2-6 排便 2-7 口腔清潔 2-8 洗顔 2-9 整髪 2-10 上衣の着脱 2-11ズボン等の着脱
第5群	5-1 薬の内服 5-2 金銭の管理 5-5 買い物 5-6 簡単な調理

2 「介助の方法」の項目の考え方

- 介助が「行われているー行われていない」の軸で選択する。
- 実際に行われている介助の方法をが不適切な場合は、「その理由を特記事項に記載した上で適切な介助の方法に係る選択肢を選択する」。
- 「介護されていない」、実際に行われている介護が「不適切」な場合、調査員が適切な介護の方法を選択肢し認定審査会の判断を仰ぐ。

3 「有無（麻痺・拘縮）」で評価する調査項目

【該当項目】

第1群	1-1 麻痺等の有無
	1-2 拘縮の有無

- 「ある」か「ない」かを確認する。
- 調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況とが異なる場合は、「より頻回な状況で選択肢を選択し、具体的な内容を特記事項に記載する」。

（能力の項目に同じ）

3 「有無（麻痺・拘縮）」の項目の考え方

- 確認動作で確認した場合

確認した状況と日頃の状況が異なる場合は、一定期間の状況においてより頻回な状況に基づいて選択する。

- 確認動作で確認できなかった場合

確認できなかった理由や状況を具体的に「特記事項」に記載する。一定期間の状況においてより頻回に見られる状況や日頃の状況で選択し、聞き取りの内容・選択根拠についても具体的に記載する。

3 「有無（BPSD関連）」で評価する調査項目

【該当項目】

第3群	3-8 徘徊 3-9 外出して戻れない
第4群	4-1 被害的 4-2 作話 4-3 感情が不安定 4-4 昼夜逆転 4-5 同じ話をする 4-6 大声をだす 4-7 介護に抵抗 4-8 落ち着き無し 4-9 一人で出たがる 4-10 収集癖 4-11 物や衣類を壊す 4-12 ひどい物忘れ 4-13 独り言・独り笑い 4-14 自分勝手に行動する 4-15 話がまとまらない
第5群	5-4 集団への不適應

3 「有無（BPSD関連）」の考え方

- 行動が発生している場合

調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状況で選択する。

一定期間の状況においてそれらの行動がどの程度発生しているかについて頻度に基づき選択する。

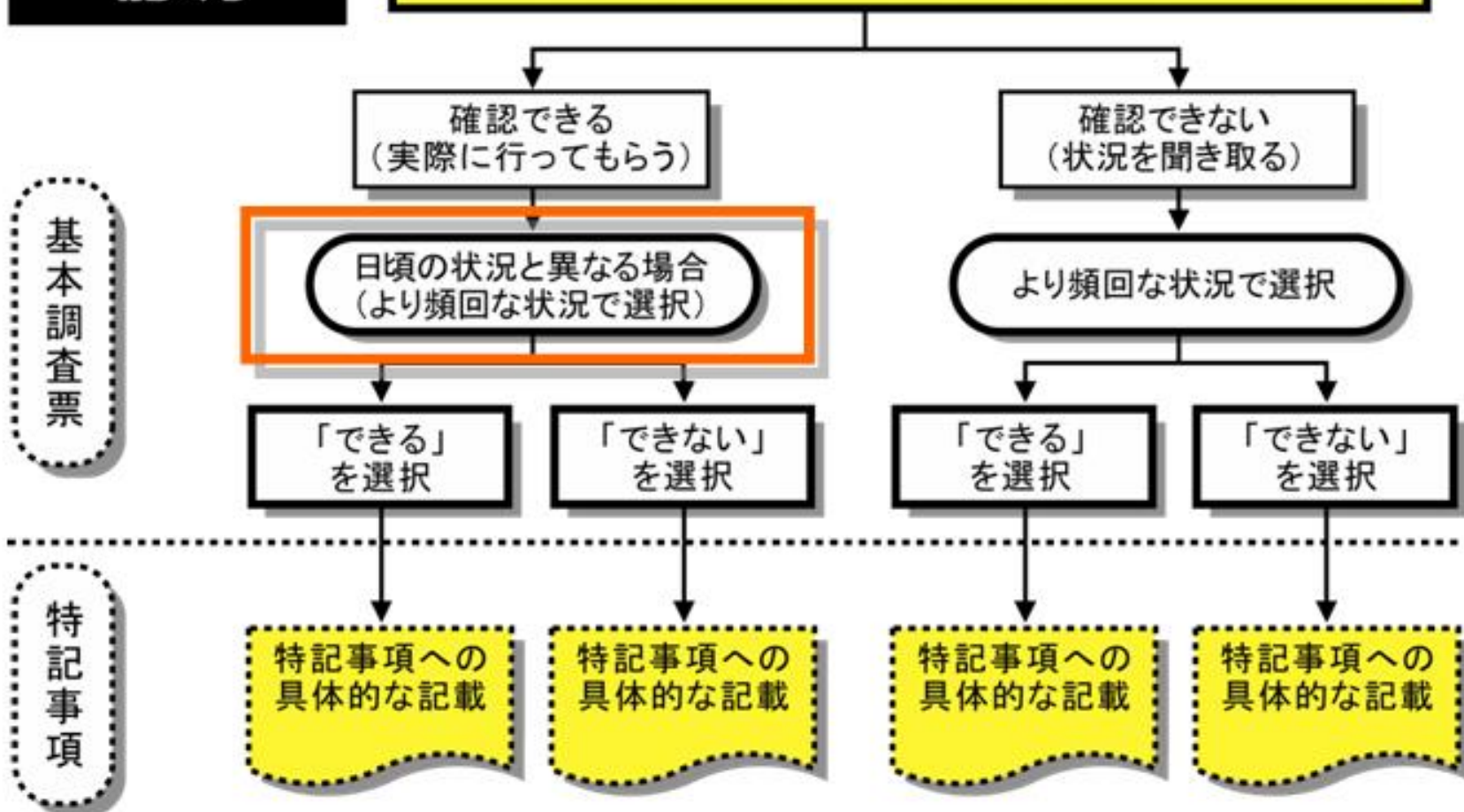
- 行動が発生していない場合

一定期間の状況において行動が発生していない場合は「ない」を選択する。

認定調査員テキスト2009 改訂版

能力

調査対象者に実際に行ってもらう、あるいは状況を聞き取る



認定調査員テキスト2009 改訂版

介助の方法

介助が行われているかどうかを聞き取る

介助が行われていない

介助が行われている

適切な状況にある場合

不適切な状況にある場合

実際の介助が適切な場合

実際の介助が不適切な場合

「介助されていない」を選択

調査員が適切と考える「介助の方法」を選択

「介助の方法」を選択

調査員が適切と考える「介助の方法」を選択

実際の介護の手間や頻度など

実際の介助内容及び不適切と考えた理由や事実の記載など

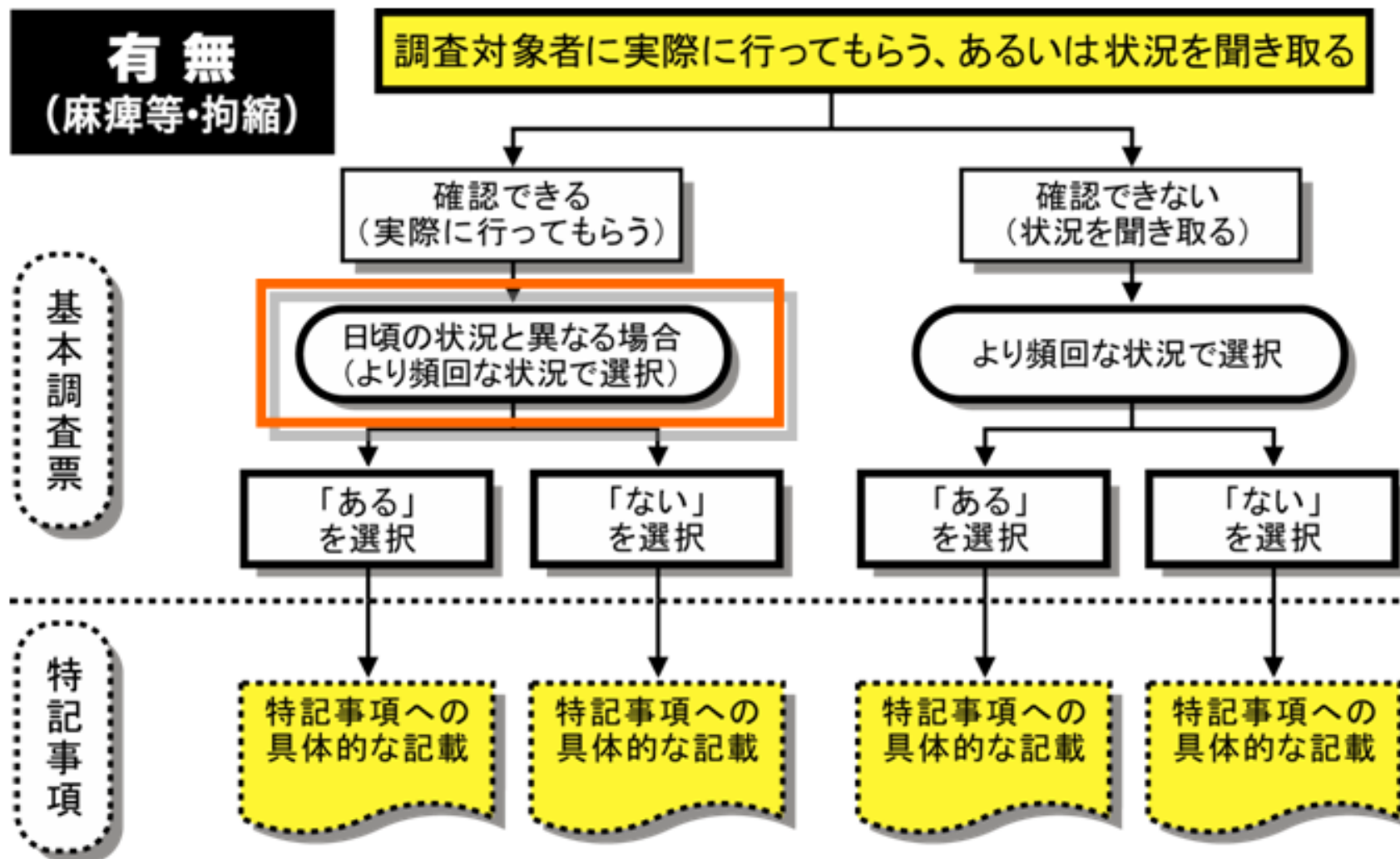
実際の介護の手間や頻度など

実際の介助内容及び不適切と考えた理由や事実の記載など

基本調査票

特記事項

認定調査員テキスト2009 改訂版



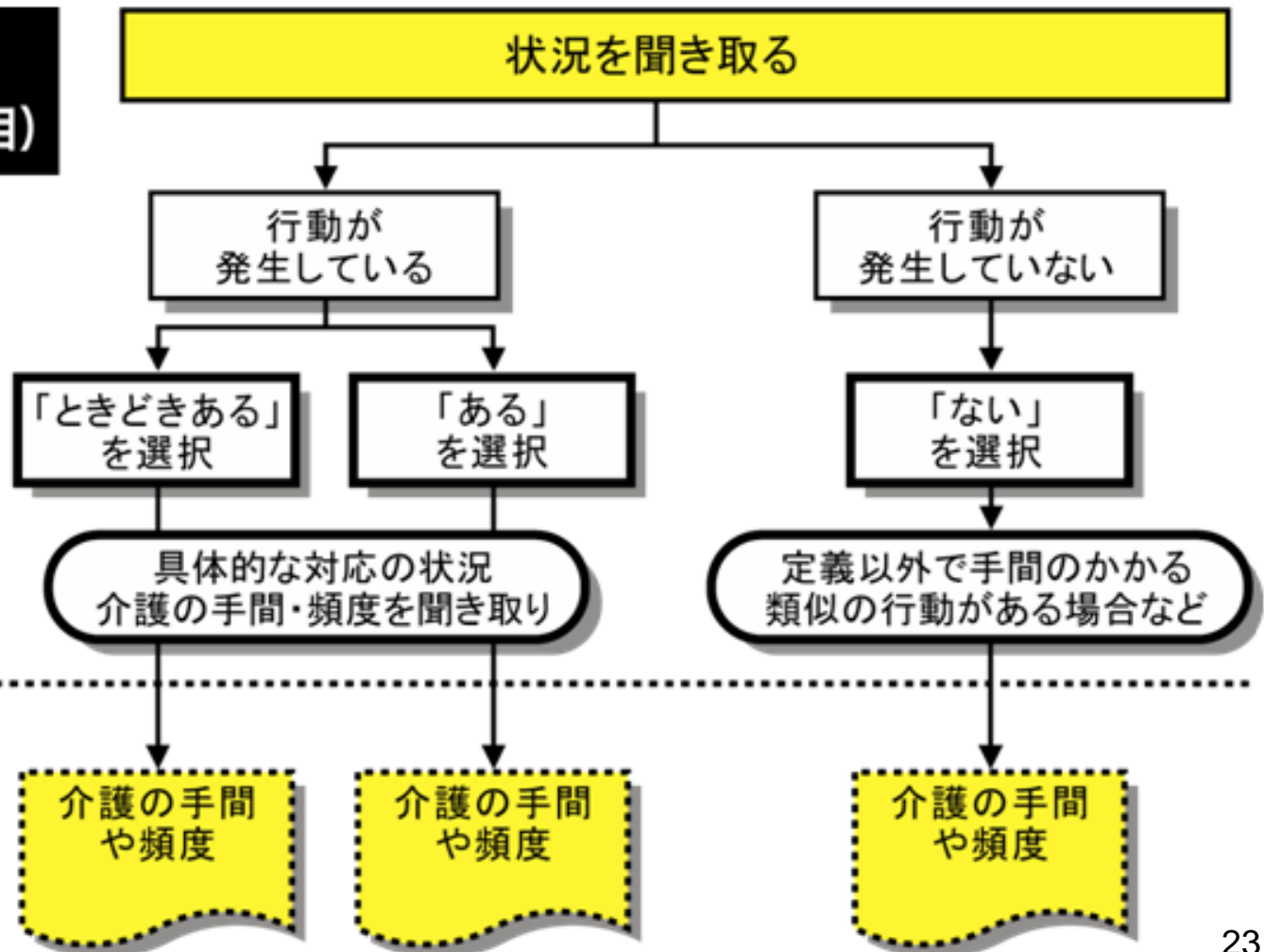
認定調査員テキスト2009 改訂版

BPSD関連の有無に関する調査方法を明確化

有無
(BPSD関連項目)

基本調査票

特記事項



(テキスト p29)

第1群

身体機能 ・ 起居動作

麻痺等や拘縮による四肢の機能や、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行等の起居動作機能、また視力、聴力の機能等の能力の項目

(テキストp30)

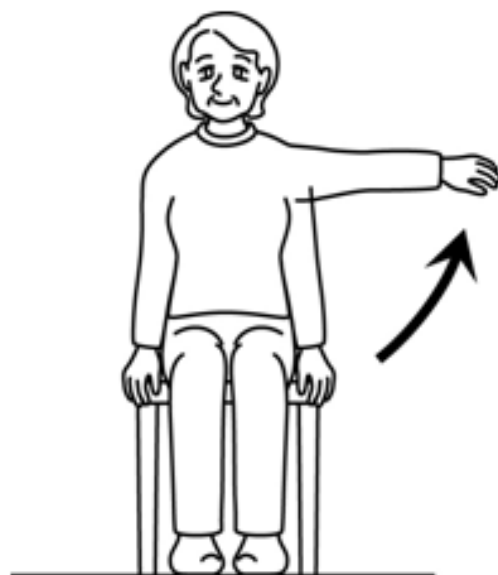
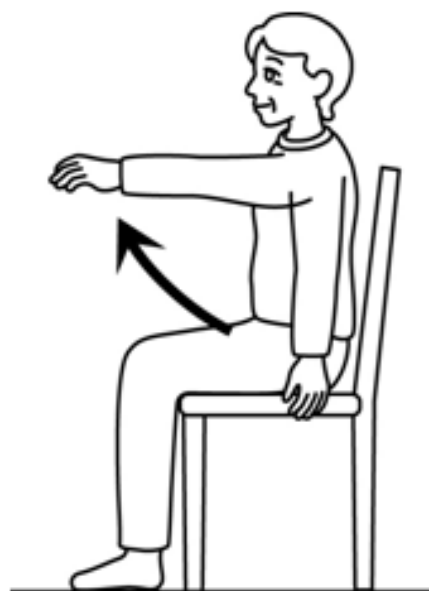
- 両上下肢の「麻痺等の有無」を評価する。
「麻痺等」とは、神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により筋肉の随意的な運動機能が低下または消失した状況をいう。
- 上肢の確認方法として、前方及び横に腕（上肢）を肩の高さまで挙上し、静止した状態で保持できるか確認する。

（テキストp31～）

1-1 麻痺(上肢)

有無(麻痺・拘縮)

日頃の状況	適切な介助	自分の体	類似の行為	その他
○				○



- 膝を伸ばす動作により下肢を水平位置まで挙上し、静止した状態で保持できるかを確認する（股・膝関節屈曲位での膝関節の伸展）。床に対して、水平に足を挙上できるかどうかについて確認する。

具体的には、踵と膝関節（の屈側）を結ぶ線が床と平行になる高さまで、挙上し静止した状態で保持できることを確認する。

（テキストp35～）

1-1 麻痺等の有無（下肢）

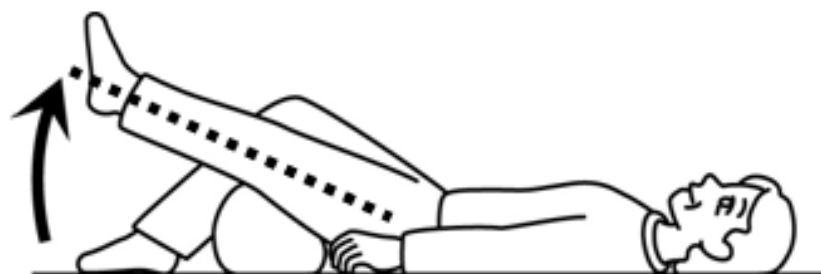
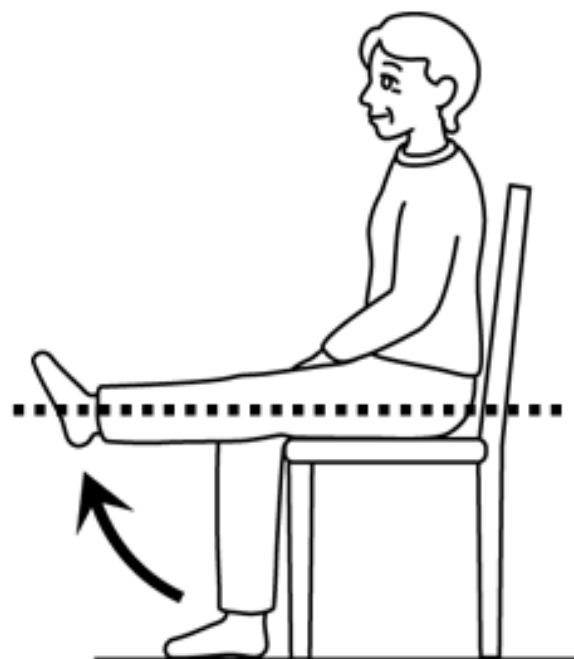
有 無

- ・椅子で試行する場合は、大腿部が椅子から離れないこと、仰向けで試行する場合は、枕等から大腿部が離れないことを条件とする。
- ・なお、膝関節に拘縮があるといった理由や、下肢や膝関節等の生理的理由等で膝関節の完全な伸縮そのものが困難であることによって、水平に足を挙上できない（仰向けの場合には、足を完全に伸ばせない）場合には、他動的に最大限動かせる高さ（可動域制限のない範囲内）まで、挙上することができ、静止した状態で保持できれば「なし」とし、できなければ「あり」とする。

1-1 麻痺(下肢)

有無(麻痺・拘縮)

日頃の状況	適切な介助	自分の体	類似の行為	その他
○				○



- **いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損**がある場合は「6.その他」を選択する。
- **上肢・下肢以外に麻痺**がある場合は「6.その他」を選択する。その場合は、必ず特記事項に具体的な部位や状況等を記載する。

・「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で**他動的に四肢の関節を動かした時に**関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。

・確認動作の部位
肩関節、股関節、膝関節

(テキストp36～)

- 「**肩関節**」は、前方あるいは横のいずれかに可動域制限があるかどうかを確認する。
- 「**股関節**」は、屈曲または外転のどちらかに可動域制限があるかどうか確認する。
- 「**膝関節**」は、伸展もしくは屈曲方向のどちらかに可動域制限があるかどうかを確認する。

1-2 拘縮の有無（その他）

有 無

- いずれかの四肢の一部（手指・足趾を含む）に欠損がある場合は「5.その他」を選択する。
- 肩関節・股関節・膝関節以外について、他動的に動かした際に拘縮や可動域の制限がある場合は、「5.その他」を選択する。

- 「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変えそのまま安定した状態になることができるかどうかの能力

- 一度、起き上がってから体の方向を変える行為は、寝返りとは考えない。

- 自分の身体の一部（膝の裏や寝巻など）を掴んで寝返りを行う場合（掴まないとできない場合）は、「2.何かに掴まればできる」を選択する。

（テキストp41～）

- 背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力
- 大腿部（膝の上）に手でしっかりと加重して座位保持をしている場合等、自分の体の一部を支えにしてできる場合（加重しないと座位保持できない場合）は「2.自分の手で支えればできる」を選択する。

（テキストp45～）

- 立った状態から**継続**して（立ち止まらず、座り込まずに）**5m程度**歩ける能力があるかどうか。
- 膝につかまるなど、自分の体につかまり歩行する場合は、「**2.何かにつかまればできる**」を選択する。

（テキストp50～）

1-7 歩行

75歳女性。右片麻痺あり。杖などには使用していないが、何回か休みながら、5メートル歩く。

選択肢

1. つかまらないでできる
2. 何かにつかまればできる
3. できない

- いすやベッド等に座っている状態から膝がほぼ直角に屈曲している状態から立ち上がる行為をできるかどうかの能力。
- 医学的な判断で試行させられない場合は、「3.できない」を選択する。
- 実際の状態と聞き取りをした状態とが異なる場合は、一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回な状況に基づき選択を行う。
(テキストp48～)

1-8 立ち上がり

・認知症のある女性が、大腿骨頸部骨折により、主治医から「ベッド上安静」の指示が出ているが、本人は指示が理解できずに、立ち上がり室内を歩いている。

選択肢

- 1 つかまらないうでできる
- 2 何かにつかまればできる
- 3 できない

- 洗身とは、浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプーをつけて全身を洗うことをいう。
- 入浴環境は問わない。洗髪行為・入浴行為は含まない。
- **清拭**のみが行われている場合は、本人か介護者が行っているかに関わらず「行っていない」を選択する。

(テキストp57～)

1-10 洗身

- ・ 入浴での洗身は、すべて介助されている。
週に3回しか入浴機会がない。

選択肢

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助
4. 行っていない

(答えは 認定調査員テキストP24にあります)

- 「つめ切り」とは「つめ切りを準備する」「切ったつめを捨てる」等を含む。
- 一定期間（調査日より概ね過去1か月）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。
- 四肢の全指を切断している等、つめがない場合は、四肢の清拭等の状況で代替して評価する。

（テキストp60～）

- 「視力確認表」の図を調査対象者に見せて評価する。視力確認表は本人の正面におくことが原則
- 広い意味での視力を問う質問であり、視野狭窄・視野欠損等も含まれる（選択基準に含む）。

（テキストp63～）

第2群 生活機能

移乗、食事摂取、排尿、洗顔等
の日常生活動作の機能や外出頻
度の生活活動の項目

(テキストp69)

- 「移乗」とは「ベッドから車いすへ」「車いすからいすへ」等、でん部を移動させ、いす等へ乗り移ること
- 清拭・じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際にでん部を動かす行為も移乗に含まれる。
- 寝たきり状態などで「移乗」の機会がまったくない場合は「(1) 調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

(テキストp70~)

- 「移動」とは、「日常生活」において、食事や排泄、入浴等で必要な場所への移動に介助が行われているかどうかを評価する。
- 外出行為は含まない。
- 寝たきり状態などで「移動」の機会がまったくない場合は「(1) 調査項目の定義」で規定されるような行為が生じた場合を想定し適切な介助の方法を選択し、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

(テキストp73~)

- 「食事摂取」とは、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のこと
- 一部介助の定義として：「食卓で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助が行われている場合も含む」
- 中心静脈栄養のみで経口での食事は全く摂っていない：「4.全介助」を選択する。

2-4 食事摂取

75歳女性。右片麻痺あり。日中は家族が仕事にいくため独居。朝・夕の食事は家族がスプーンに食べ物をのせる介助をしているが、お昼は家族がおいていくパン等をなんとか自力で摂取している。

「2-4 食事摂取」

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

選択基準は？

- 「排尿」とは「排尿動作」「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレ等の掃除」「オムツ等の交換」等の一連の行為のこと
- トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
- 使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、回数に関わらず「排尿後の後始末」として評価する。
- 人工透析で、排尿が全くない
： 「1.介助されていない」を選択する。

2-5 排尿

昼間は5回程度一人で排尿をします。

夜間は2回家族に全介助を受けています。

選択肢

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

テキストP83

- 「排便」とは「排便動作」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレ等の掃除」「オムツ等の交換」等の一連の行為のこと
- トイレに誘導するための「確認」「指示」「声かけ」は、「2.見守り等」として評価する。
- 使用したポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや、回数に関わらず「排便後の後始末」として評価する。

- 普段使用しているズボン・パンツ等の着脱の介助が行われているかどうか。
- 日頃、ズボンをはかない場合（浴衣形式の寝巻きなど）は、パンツやオムツの着脱の行為で代替して評価する。
通常のスボンの着脱行為がある場合はこれらの行為を評価の対象には含まない。

（テキストp96～）

2-11 ズボン等の着脱(介助の方法)

・自分でズボンをはくことができるが、時間を要するため職員が全介助で行っている。

動きは緩慢であるが、ズボンを引き上げるなどの行為は自分で行うことができる。

- 1 介助されていない
- 2 見守り
- 3 一部介助
- 4 全介助

第3群 認知機能

意思の伝達等の意思疎通や短期記憶
また場所の理解、徘徊等の認知機能
の項目

(テキストp100)

- 「毎日の日課を理解」とは、起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解していることである。
- 厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等複雑な内容まで理解している必要はない。

(テキストp103)

- 「短期記憶」（面接調査の直前に何をしていたか思い出す）能力を評価する項目
- 面接調査直前または当日行ったことについて、具体的に答えることができれば「できる」を選択する。
- 答えることが難しい場合は、「ペン」「時計」「視力確認表」を見せて復唱させ、これから3つを見えないところにしまい、何が無くなったか問うので覚えておくよう指示する。5分以上経ってからこれらの物のうち2つを提示し、提示されていない物について答えられたかで選択する。

- 自分がいる場所を答える能力を評価する項目
- 所在地や施設名を問う質問ではなく質問に対して「施設」「自宅」などの区別がつけば「できる」を選択する。

(テキストp109)

第4群

精神 ・ 行動障害

- 被害的、昼夜逆転等の精神症状等や、介護に抵抗、物を壊したり衣類を破いたりする等の項目
- 場面や目的からみて**不適当な行動**の頻度を評価する。
- 評価軸は「**有無**」であり該当行動があるか、ないかという事実が評価の基準
実際の対応や介護の手間とは関係なく選択

「昼夜逆転がある」行動とは、

- 夜間に何度も目覚め、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない。
- 昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っている状況

(テキストp119)

- 「物を壊したり、衣類を破いたりする」
行動の頻度を評価する項目

実際に、物が壊れなくても破壊しようとする行動がみられる場合は評価する。

(テキストp126)

- この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況（火の不始末など）をいう。
- 周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況については、実際に対応がとられているかどうかは、選択基準には含まれないが、具体的な対応の状況について特記事項に記載する。
(テキストp127)

4-14 自分勝手に行動する（有無）

- 「自分勝手に行動する」頻度を評価する項目で、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすること
- 性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、場面や目的から見て、不適当な行動かどうかで選択する。

（テキストp129）

第5群

社会生活への適応

薬の内服、金銭の管理、買い物等の社会生活の能力や日常の意思決定、集団への参加や社会生活への適応についての項目の群

(テキストp131)

- 薬の内服の介助が行われているかどうかを評価する。
- 調査対象の行為自体が発生しない場合、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。
- 経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブから内服薬を注入する介助がすべて行われている場合は、「3全介助」を選択する。

- 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力

(テキストp137)

- 3-1 「意思の伝達」は決定された意思を伝達できるかの能力を評価する項目（伝達する意思の内容の合理性は問わない。）

5-3 「日常の意思決定」は、毎日の暮らしにおける活動に関して内容を理解し、意思決定できるかどうかの能力を評価する項目

(要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A)

- 「買い物」の介助が行われているかどうかを評価する。
- 「**食材・消耗品等の日用品**」に係る「買い物」の介助が「行われているー行われていない」の軸で選択を行うことを原則とする。
- 自分で購入する場合と家族が購入する場合と両方ある場合は**より頻回な状況で選択を行う**。

(テキストp141～)

- 「特別な医療」とは、医師または医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定
- 継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない。
- 「実施頻度／継続性」、「実施者」、「当該医療行為を必要とする理由」を特記事項へ記載する。

(テキストp146～)

特別な医療が提供されている場合の時間の加算

特別な医療の提供がなされている場合については、
8つの生活場面に要するケア時間に下記の時間を加算。

区分	項目名	時間(単位:分)
処置内容	点滴の管理	8.5
	中心静脈栄養	8.5
	透析	8.5
	ストーマの処置	3.8
	酸素療法	0.8
	レスピレーター	4.5
	気管切開の処置	5.6
	疼痛の看護	2.1
	経管栄養	9.1
特別な対応	モニター測定	3.6
	じょくそうの処置	4.0
	カテーテル	8.2

$$\text{要介護認定等基準時間} = 130.6 + \underline{8.5} = 139.1\text{分}$$

※「点滴の管理」ありの場合

No.	問 題	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
1	【要介護認定の基本設計】 認定調査票の特記事項は、どのような時に利用されますか。	一次判定の修正・確定	一次判定の修正・確定と二次判定	二次判定
2	【3-7場所の理解】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。施設に入所していることは理解しているが、施設の所在地や施設名について答えることができなかった。	できる	できない	
3	【2-10上衣の着脱】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。衣服が手渡されれば、自力で着ることができる。(ただし、不適切な状況にはないものとします。)	介助されていない	見守り等	一部介助
4	【1-2拘縮の有無】 基本調査で、どの選択肢を選択すればよいですか。日頃より、肩関節は他動的に動かせば動くが、自分では関節の動く範囲に制限がある。	肩関節	その他	ない

①個人で考える 5分



②例題についてグループで
検討 10分

解説

③認定調査員としての心構え
等の意見交換 10分

まとめ

① 調査結果の確認 (テキストP9)

異なる調査項目との不自然さが、二次判定で議論となる場合がある。

② 定義や選択肢の基準に立ち返る

調査項目の定義

選択肢の選択基準

調査上の留意点及び特記事項の記載例

まとめ

③個別の解釈は原則、示さない

- * うまく定義に当てはまらない場合でも判断・選択をし、特記事項に記載する
- * 別添 平成21年9月30日事務連絡 厚生労働省老健局老人保険課

④介護保険法の理念

第1条目的

介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるようにする。

要介護認定は、介護保険制度利用の入口です！！